



かいこ たいしよく
5 解雇と退職

たいしよく
5-2 退職

ろうどうしゃ つごう やと ぬし ごうい しごと たいしよく たいしよく やと ぬし もう
労働者の都合や、雇い主との合意によって仕事をやめることを退職といいます。退職するには雇い主に申
で たいしよく ばあい ろうどうしゃ せいきゆう なのかいない みばら ちんぎん しはら う
し出なければなりません。退職する場合、労働者は請求すれば7日以内に未払いの賃金の支払いを受
つみたてきん ちよきん かえ
けられ、積立金や貯金なども返してもらえます。

けいやくきかん き 契約期間の決まりがな やと ひと ばあい く雇われた人の場合	やと ぬし たいしよく ごうい たいしよく もう で ひ しゅうかん す かいしゃ 雇い主が退職に合意しなくても、退職を申し出た日から2週間を過ぎれば、会社を や 辞めることができます
けいやくきかん き 契約期間が決まってい ひと ばあい る人の場合	けい やくき かんちゅう え りゆう かぎ ろうどうしゃ こようけいやく かいやく 契約期間中はやむを得ない理由がない限り、労働者からの雇用契約の解約はで きません

やと ぬし ろうどうしゃ たいしよく みと ろうどうしゃ たいしよく もう で てっかい げんそく
雇い主が労働者の退職を認めたあとで、労働者が退職の申し出を撤回することは原則としてできません
たいしよく もう で しんちょう おこな けいやくじ たいしよく さい じょうけん てつづき かくにん
から、退職の申し出は慎重に行いましょう。契約時に退職の際の条件や手続を確認しておくことが
ひつよう
必要です。

しゃいんしょう たいよ せいふく けんこうほけんしょう やと ぬし へんきやく
また、社員証や貸与された制服、健康保険証なども雇い主に返却しなければなりません。